

各種関連法規・規格

1. 電気・電子分野

① 電気用品安全法（日本）

電気用品取締法が改正されて、電気用品安全法となった。これは、電気用品による災害を未然に防止するための法律である。電気用品用材料については、任意登録制となっており、(1) 使用温度の上限値、(2) ボールプレッシャー温度、(3) 外郭用合成樹脂の燃焼性の試験結果が材料登録一覧表に収録される。

② UL（米国）

米国の Underwriters Laboratories, Inc. が制定する安全、試験に係わる規格。樹脂材料についての UL 規格は、主に UL94（樹脂材料の燃焼性の分類規格）と UL746（樹脂材料の耐発火性、熱劣化性、電気的その他性質等に係わる性能評価の規格）に大別される。UL 認定を受けた樹脂材料は、UL が発行するイエローブックおよびウェブサイトにてその評価の主要値が記載される。

③ CSA（カナダ）

カナダ規格協会（Canadian Standard Association）が制定する安全に関する規格。樹脂材料についての CSA 規格は、C22.2 No.17（樹脂材料の燃焼性および性能評価）である。CSA 認定を受けた樹脂材料は、CSA が発行するプラスチック・ダイレクトリーにてその評価の主要値が記載される。

④ IEC（国際）

非政府系の国際機関 International Electrotechnical Commission（国際電気標準会議）が発行する規格。IEC 規格は国際規格であるため、各国の国内規格に取り入れられて初めて効力を発する。WTO の TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）により、加盟国は IEC 規格に整合させる義務がある。樹脂材料の認定制度は導入されていない。

⑤ ROHS 指令（EU）

EU における電器製品に含まれる環境負荷物質を規制する指令で、2006 年 7 月から実施されている。

⑥ REACH（欧州）

REACH は、2007 年に化学物質とその安全な使用・取扱・用途に関して欧州連合が発効した法律で、登録（Registration）、評価（Evaluation）、認可（Authorization）、および規制（Restriction）制度を化学物質（Chemicals）に適用するものである。

2. 自動車分野

① FMVSS（米国）

連邦自動車安全基準（Federal Motor Vehicle Safety Standards）と呼ばれる規格で、全米で適応される。FMVSS No.205 はグレーシングや二輪車の風防についての規格であり、これに基づく樹脂材料を AMECA（Automotive Manufactures Equipment Compliance Agency Inc.）がリストアップしている。FMVSS No.108 用の試験は SAE（米国自動車技術協会）の規格が適応されている。FMVSS No.302 は、自動車客室内に使用される材料の難燃性要件を規定する。

3. 食品用器具・容器包装

① 食品衛生法（日本）

食品衛生法は、食品、食品添加物、食品用器具・容器包装等を対象としている。樹脂材料については、食品用器具・容器包装に使用されるものについて規格が定められている。ポリカーボネート樹脂については平成 6 年厚生省告示第 18 号に適合する事が必要である。また、樹脂材料の添加剤については業界の自主基準リスト（PositiveList）に記載されているものが使用できる。ポリカーボネート樹脂については、ポリオレフィン等衛生協議会（ポリ衛協）が「自主基準」を制定している。ポリ衛協では、平成 6 年厚生省告示第 18 号および自主基準の規格に適合したポリカーボネート樹脂に対して、確認証明書を発行している。

② FDA（米国）

米国食品医薬品局（Food and Drug Administration）が発行する規格。食品用樹脂材料については、間接食品添加物とみなされ、規制の対象とされる。また、樹脂材料の認定制度は採用しておらず、適合する個々の樹脂材料等の仕様等が米国官報といえる連邦規則基準（Code of Federal Regulations）に定められている。ポリカーボネート樹脂は、CFR No.21 Section 177.1580 に規定されている。

4. 化学物質

① 化審法

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の略称である。我が国に置ける PCB（ポリ塩化ビフェニル）問題を契機に人の健康を害するおそれのある化学物質による環境汚染を防止する目的で制定された。

② TSCA（米国）

米国有害物質規制法（Toxic Substances Control Act）の略称である。米国における有害物質の規制法であり、日本の化審法に相当する。既存化学物質は、TSCA Chemical Substance Inventory の形で公表され、化学物質の識別番号として CAS ナンバー（Chemical Abstract Service が付与する化学物質ナンバー）が使用される。

③ EEC 指令（EU 加盟国）

欧州経済共同体指令の略称である。これに基づいて欧州既存化学物質リスト（ECON,EINECS, ELINCS）が公表されている。樹脂材料の場合、使用原料（モノマー）が既存化学物質であれば認められる。